

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 包括外部監査契約の締結
- 指定障害児通所支援事業者の指定
- 指定通所支援の事業の廃止の届出
- 指定一般相談支援事業者の指定

【公告】

- 平成三十年度狩猟免許試験の実施
- 平成三十年度狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習の実施
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

行政改革推進室

指導監査室

〃

〃

鳥獣害対策室

〃

都市計画課

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第二百五十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、包括外部監査契約を次のとおり締結した。

平成三十年四月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 包括外部監査契約の期間の始期

平成三十年四月一日

二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用、執務費用及び実費とする。

三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

氏名 上坂 岳大

住所 岡山県岡山市北区尾上一七二三番地一

四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に一括払をする。ただし、業務の実施上必要と認めるときは、前金払をすることができる。

◎岡山県告示第二百五十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

平成三十年四月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

With ひろば真備

2 所在地

倉敷市真備町服部一八九五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人リンク

2 主たる事務所の所在地

倉敷市真備町服部一八九五

三 指定年月日

平成三十年四月一日

四 事業所番号

三三五〇二〇〇六八三

五 事業の種類別

児童発達支援、放課後等デイサービス

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

放課後等デイサービス コンシェルジュ帯江

2 所在地

倉敷市帯高四四〇一六

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人ありがとう

平成30年4月10日 岡山県公報 第11980号

2 主たる事務所の所在地

倉敷市新田二七六二―四

3 指定年月日

平成三十年四月一日

4 事業所番号

三三五〇二〇〇六六七

5 事業の種類別

放課後等デイサービス

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ホハル

2 所在地

倉敷市真備町尾崎九一五―二二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

合同会社TAKIBI

2 主たる事務所の所在地

倉敷市水島西寿町二―一〇

三 指定年月日

平成三十年四月一日

四 事業所番号

三三五〇二〇〇六九一

五 事業の種類別

放課後等デイサービス

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

児童発達支援センター くるーる

2 所在地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
高梁市高倉町大瀬八長一六五六―一

1 名称
特定非営利活動法人 color

2 主たる事務所の所在地

高梁市高倉町大瀬八長一六五六―一

三 指定年月日

平成三十年四月一日

四 事業所番号

三三五〇九〇〇〇七六

五 事業の種別

居宅訪問型児童発達支援

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

児童発達支援事業所 はな

2 所在地

倉敷市茶屋町二一一―一六

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

合同会社やわら

2 主たる事務所の所在地

倉敷市藤戸町天城三三〇―八

三 指定年月日

平成三十年四月一日

四 事業所番号

三三五〇二〇〇六七五

五 事業の種別

児童発達支援

平成30年4月10日 岡山県公報 第11980号

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

放課後児童デイサービスセンターらいず

2 所在地

井原市笹賀町二一二一ー一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人「ゼノ」少年牧場

2 主たる事務所の所在地

広島県福山市沼隈町大字草深一二一二

三 指定年月日

平成三十年四月一日

四 事業所番号

三三五〇七〇〇〇八八

五 事業の種類

放課後等デイサービス

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

next socio

2 所在地

津山市西吉田四九一番地九

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人大崎ゆりかご会

2 主たる事務所の所在地

津山市西吉田三六番地の一

三 指定年月日

平成三十年四月一日

四 事業所番号

平成30年4月10日 岡山県公報 第11980号

三三五〇三〇〇一七八
五 事業の種類別

放課後等デイサービス

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

リヤン

2 所在地

津山市神戸四八〇―二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社セラヴィ

2 主たる事務所の所在地

久米郡美咲町小原一六八一―一

三 指定年月日

平成三十年四月一日

四 事業所番号

三三五〇三〇〇一八六

五 事業の種類別

放課後等デイサービス

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

児童クラブつばめ

2 所在地

勝田郡勝央町黒土一六七―二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社サンライフ

2 主たる事務所の所在地

平成30年4月10日 岡山県公報 第11980号

勝田郡勝央町勝間田三五番地三

三 指定年月日

平成三十年四月一日

四 事業所番号

三三五〇三〇〇二〇

五 事業の種類別

放課後等デイサービス

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

放課後等デイサービスポロカ 上河原事業所

2 所在地

津山市上河原五二七一三

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人白樺会

2 主たる事務所の所在地

岡山市中区湯迫一九一一

三 指定年月日

平成三十年四月一日

四 事業所番号

三三五〇三〇〇一九四

五 事業の種類別

放課後等デイサービス

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

おひさま 赤坂事業所

2 所在地

赤磐市東窪田九三番一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

サポートコーポレーション株式会社

2 主たる事務所の所在地

赤磐市町苅田六一七番地四

三 指定年月日

平成三十年四月一日

四 事業所番号

三三五〇〇〇〇一八

五 事業の種類

放課後等デイサービス

平成30年4月10日 岡山県公報 第11980号

◎岡山県告示第二百五十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二十四第四項の規定により、次の指定通所支援の事業を廃止する旨の届出があった。

平成三十年四月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

松山通園センター

2 所在地

高梁市落合町阿部二五三一―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人旭川荘

2 主たる事務所の所在地

岡山市北区祇園八六六

三 廃止年月日

平成三十年三月三十日

四 事業所番号

三三五〇九〇〇三五

五 事業の種類別

児童発達支援、放課後等デイサービス

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

With ひろば真備

2 所在地

倉敷市真備町服部一八九五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人リンク

平成30年4月10日 岡山県公報 第11980号

2 主たる事務所の所在地

倉敷市真備町服部一八九五

三 廃止年月日

平成三十年三月三十一日

四 事業所番号

三三五〇二〇〇三二九

五 事業の種類別

児童発達支援、放課後等デイサービス

◎岡山県告示第二百五十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の十四第一項の規定により、次の指定一般相談支援事業者を指定した。

平成三十年四月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

早島地域生活支援センター

2 所在地

都窪郡早島町早島三三六五―二関西書芸院別館一階

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人リンク

2 主たる事務所の所在地

倉敷市真備町服部一八九五

三 指定年月日

平成三十年四月一日

四 事業所番号

三三三二六〇〇二六

五 サービスの種類

地域移行支援、地域定着支援

平成30年4月10日 岡山県公報 第11980号

〔二五八〕鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第十八号。以下「法」という。）第四十一条の狩猟免許試験を次のとおり行う。

平成三十年四月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験の期日、開始時間及び場所

期日	開始時間	場 所
平成三十年六月十九日 （火曜日）	午前九時三十分	倉敷市真備町箭田四〇一 マービーふれあいセンター 電話（〇八六）六九八―九一一
平成三十年七月二十二日 （日曜日）	午前九時三十分	岡山市東区西大寺南一―二―三 体験学習施設百花プラザ 電話（〇八六）九四四―八七一六
平成三十年八月十日 （金曜日）	午前九時三十分	津山市大田九二〇 グリーンヒルズ津山リゾーションセンター 電話（〇八六八）二七―七―一五〇
平成三十年十一月三十日 （金曜日）	午前九時三十分	倉敷市真備町箭田四〇一 マービーふれあいセンター 電話（〇八六）六九八―九一一

二 試験内容

試験は、次の事項について行う。

- 1 狩猟について必要な適性
- 2 狩猟について必要な技能
- 3 狩猟について必要な知識

三 受験資格

岡山県内に住所を有する者で、次のいずれにも該当しない者であること。

- 1 試験の日において、網猟免許及びわな猟免許にあつては十八歳に、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあつては二十歳に、それぞれ満たない者
- 2 統合失調症、そう鬱病（そう病及び鬱病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病氣にかかっている者
- 3 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 4 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて行動する能力がなく、又は著しく低い者（1から3までに該当する者を除く。）
- 5 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者
- 6 狩猟免許を取り消され、その取消の日から三年を経過しない者（当該取消に係る種類のものに限る。）

四 受験手続

- 1 受験しようとする者は、一に掲げるいずれの場所でも受験することができる。
- 2 受験しようとする者は、所定の狩猟免許申請書に必要事項を記入の上、次に定めるところより提出すること。
 - (1) 平成三十年六月十九日のマービーふれあいセンターでの受験を希望する者にあつては、平成三十年四月二十三日から同年六月五日までの間に、岡山県備中県民局農林水産事業部森林企画課に提出すること。
 - (2) 体験学習施設百花プラザでの受験を希望する者にあつては、平成三十年四月二十三日から同年七月六日までの間に、岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課に提出すること。
 - (3) グリーンヒルズ津山リージョンセンターでの受験を希望する者にあつては、平成三十年四月二十三日から同年七月二十七日までの間に、岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課に提出すること。
 - (4) 平成三十年十一月三十日のマービーふれあいセンターでの受験を希望する者に

あつては、平成三十年四月二十三日から同年十一月十六日までの間に、岡山県備中県民局農林水産事業部森林企画課に提出すること。

3 狩猟免許申請書には、次のものを添付すること。

(1) 三の2から4までに該当する者でない旨の医師の診断書一通（ただし、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている場合は、その許可証の写し）

(2) 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真（裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）一枚

(3) 郵便切手を貼付し、宛名及び宛先を明記した返信用封筒（定型長形三号）一通

4 狩猟免許申請書を受理した場合は、受験票を交付する。なお、試験当日は必ず受験票を持参すること。

五 受験手数料

五千二百円相当額（現に受験しようとする狩猟免許以外の狩猟免許を受けている者にあつては、三千九百円相当額）の岡山県収入証紙を狩猟免許申請書に貼り付けること。

六 その他

1 狩猟免許申請書を郵送する場合は、封筒の左下に「狩猟免許申請書」と朱書すること。

2 狩猟免許申請書の用紙は、最寄りの県民局農林水産事業部森林企画課に請求すること。

3 問い合わせ先

岡山県農林水産部農村振興課鳥獣害対策室	電話（〇八六）二二六―七四三九
岡山市北区内山下二―四―六	電話（〇八六）二三三―九八三二
岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課	

<p>課 岡山市山下五三 岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画</p>	<p>倉敷市羽島一〇八三 岡山県備中県民局農林水産事業部森林企画</p>
<p>電話（〇八六八）二三一一三八四</p>	<p>電話（〇八六）四三四一七〇五二</p>

平成30年4月10日 岡山県公報 第11980号

〔二五九〕鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第十八号。以下「法」という。）第五十一条第二項及び第四項に規定する狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習を次のとおり行う。

平成三十年四月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 適性試験及び講習の期日、開始時間及び場所

期 日	開始時間	場 所
平成三十年六月一日 （金曜日）	午前九時三十分	倉敷市真備町箭田四〇一一 マービーふれあいセンター 電話（〇八六）六九八―九一一
平成三十年六月六日 （水曜日）	午前九時三十分	津山市大田九二〇 グリーンヒルズ津山リージョンセン ター 電話（〇八六八）二七―七二五〇
平成三十年六月二十八日 （木曜日）	午前九時三十分	岡山市東区西大寺南一―二一三 体験学習施設百花プラザ 電話（〇八六）九四四―八七一六
平成三十年六月二十九日 （金曜日）	午前九時三十分	津山市大田九二〇 グリーンヒルズ津山リージョンセン ター 電話（〇八六八）二七―七二五〇
平成三十年七月四日 （水曜日）	午前九時三十分	新見市新見一二三―二 まなび広場にいみ 電話（〇八六七）七二―六一一〇

平成30年4月10日 岡山県公報 第11980号

平成三十年七月五日 (木曜日)	午前九時三十分	玉野市玉二一三一 玉野市総合体育館 電話(〇八六三)三二一三七〇九
平成三十年七月十二日 (木曜日)	午前九時三十分	和気郡和気町父井原四三〇一 学び館「サエスタ」 電話(〇八六九)八八一九一一〇
平成三十年七月十三日 (金曜日)	午前九時三十分	真庭市勝山三一九 勝山文化センター 電話(〇八六七)四四一二〇一一
平成三十年七月十八日 (水曜日)	午前九時三十分	新見市神郷下神代三九三六 神郷生涯学習センター 電話(〇八六七)九二一六一一〇
平成三十年七月二十五日 (水曜日)	午前九時三十分	井原市七日市町一二一一 アクティブライフ井原 電話(〇八六六)六三一三三四七
平成三十年七月二十六日 (木曜日)	午前九時三十分	岡山市中区西川原二五五 おかやま西川原プラザ 電話(〇八六)二七二一一九二三
平成三十年七月二十七日 (金曜日)	午前九時三十分	美作市湯郷八二六一四 美作文化センター 電話(〇八六八)七二一一一三五
平成三十年八月九日	午前九時三十分	赤磐市下市三三七

平成30年4月10日 岡山県公報 第11980号

平成三十年八月十日 (金曜日)	午前九時三十分	赤磐市立中央公民館 電話(〇八六)九五五―〇〇六九
平成三十年八月二十二日 (水曜日)	午前九時三十分	倉敷市水島東千鳥町一―五〇 水島愛あいサロン 電話(〇八六)四四〇―五五一一
平成三十年八月二十四日 (金曜日)	午前九時三十分	浅口市鴨方町鴨方二二四四―二六 浅口市健康福祉センター 電話(〇八六五)四四―七〇〇七
平成三十年八月三十日 (木曜日)	午前九時三十分	津山市大田九二〇 グリーンヒルズ津山リージョンセン ター 電話(〇八六八)二七―七一一五〇
平成三十年八月三十日 (木曜日)	午前九時三十分	吉備中央町吉川四八六〇―一六 きびプラザ 電話(〇八六六)五六―八二五五
平成三十年八月三十日 (木曜日)	午前九時三十分	高梁市原田北町一―二〇三一― 高梁市文化交流館 電話(〇八六六)二一―〇一八〇
平成三十年九月七日 (金曜日)	午前九時三十分	倉敷市真備町箭田四〇―一― マービーふれあいセンター 電話(〇八六)六九八―九一一一

二 適性試験及び講習の内容

1 適性試験は、狩猟について必要な適性について行う。ただし、法第十八条の六第

一項に規定する認定鳥獣捕獲等事業に従事する者（四三(2)において「認定鳥獣捕獲等事業従事者」という。）であつて、狩猟について必要な適性を有することが確認された者については、この限りでない。

2 講習は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理について行う。

三 更新対象者等

岡山県内に住所を有する者で、平成二十七年度に狩猟免許を受けた者。ただし、他の狩猟免許を有する場合は、他の未だ有効期間が満了しない免許も繰り上げて更新することができる。

四 更新手続

1 更新を受けようとする者は、一に掲げるいずれの場所でも適性試験及び講習を受けることができる。

2 更新を受けようとする者は、所定の狩猟免許更新申請書に必要事項を記入の上、適性試験及び講習の期日の十四日前（その日が土曜日、日曜日又は祝日である場合は、その直後の平日）までに適性試験及び講習を受けようとする場所を管轄する県民局農林水産事業部森林企画課に提出すること。

3 狩猟免許更新申請書には、次のものを添付すること。

(1) 次のアからウまでに該当する者でない旨の医師の診断書一通（ただし、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている場合は、その許可証の写し）

ア 統合失調症、そう鬱病（そう病及び鬱病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者

イ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

ウ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて行動する能力がなく、又は著しく低い者（ア又はイに該当する者を除く。）

(2) 認定鳥獣捕獲等事業従事者にあつては、法第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者が作成した当該従事者が狩猟について必要な適性を有す

ることの確認をした旨の書面

(3) 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真（裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）一枚

(4) 郵便切手を貼付し、宛名及び宛先を明記した返信用封筒（定型長形三号）一通
 4 狩猟免許更新申請書を受理した場合は、受検票を交付する。なお、受検票は適性試験及び講習の当日必ず持参すること。

五 更新手数料

二千九百円相当額の岡山県収入証紙を狩猟免許更新申請書に貼り付けること。

六 その他

1 狩猟免許更新申請書を郵送する場合は、封筒の左下に「狩猟免許更新申請書」と朱書すること。

2 狩猟免許更新申請書の用紙は、最寄りの県民局農林水産事業部森林企画課に請求すること。

3 問い合わせ先

岡山市北区内山下二―四―六 岡山県農林水産部農村振興課鳥獣害対策室	電話（〇八六）二二六―七四三九
岡山市北区弓之町六一―一 岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課	電話（〇八六）二三三―九八三二
倉敷市羽島一〇八三 岡山県備中県民局農林水産事業部森林企画課	電話（〇八六）四三四―七〇五二
津山市山下五三 岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課	電話（〇八六八）二三一―一三八四

〔一六〇〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により倉敷市から岡山県南広域都市計画用途地域及び岡山県南広域都市計画特別用途地区についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年四月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画用途地域

岡山県南広域都市計画特別用途地区

二 都市計画の変更年月日

平成三十年三月三十日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、倉敷市建設局都市計画部都市計画課において縦覧に供する。